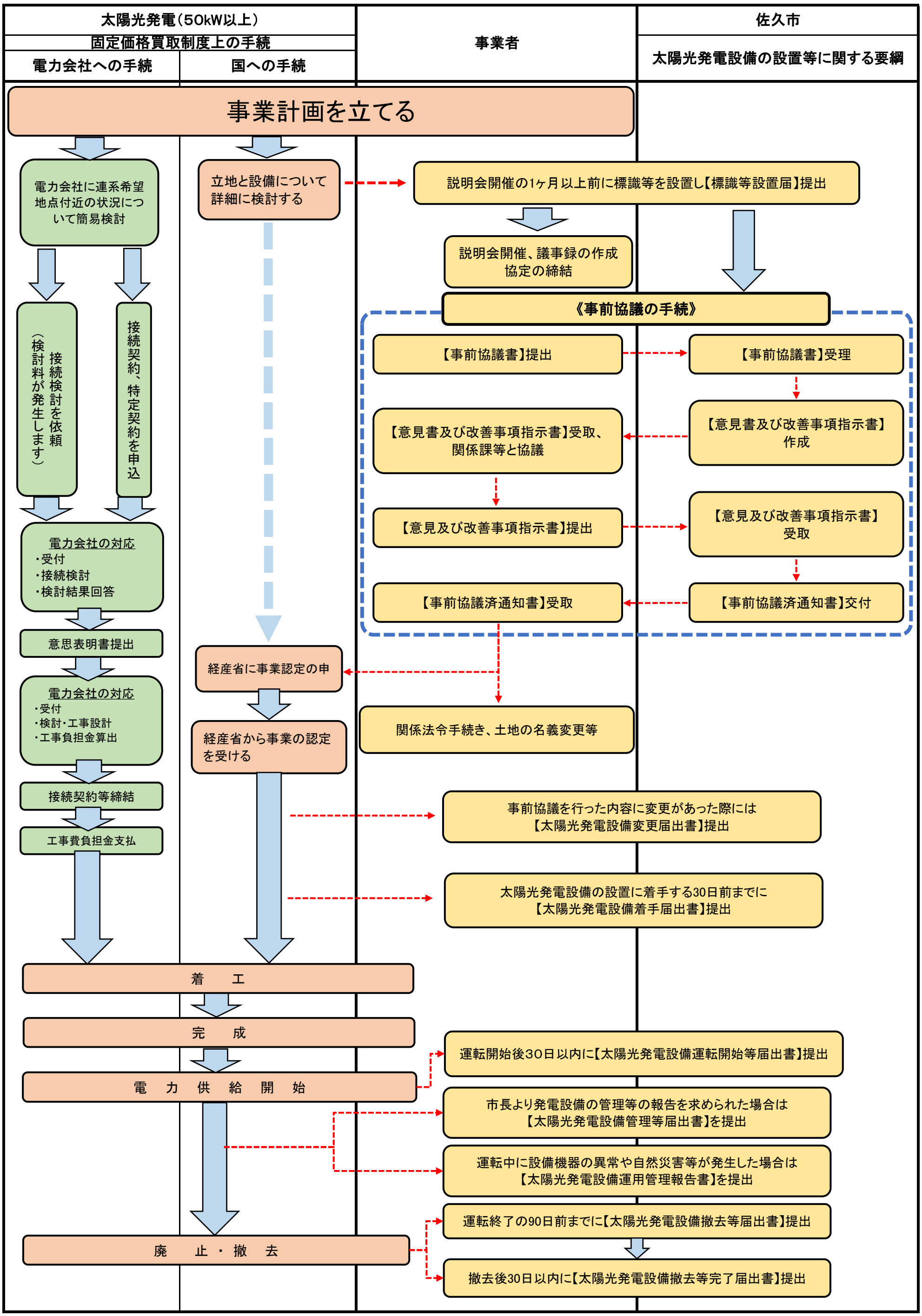
太陽光発電（50kW以上）
固定価格買取制度上の手続
電力会社への手続
国への手続
事業者
佐久市
太陽光発電設備の設置等に関する要綱
事業計画を立てる
電力会社に連系希望地点付近の状況について簡易検討
立地と設備について詳細に検討する
説明会開催の1ヶ月以上前に標識等を設置し【標識等設置届】提出
説明会開催、議事録の作成
協定の締結
《事前協議の手続》
【事前協議書】提出
【事前協議書】受理
【意見書及び改善事項指示書】受取、関係課等と協議
【意見書及び改善事項指示書】作成
【意見及び改善事項指示書】提出
【意見及び改善事項指示書】受取
【事前協議済通知書】受取
【事前協議済通知書】交付
接続検討を依頼（検討料が発生します）
接続契約、特定契約を申込
電力会社の対応
・受付
・接続検討
・検討結果回答
意思表明書提出
経産省に事業認定の申
電力会社の対応
・受付
・検討・工事設計
・工事負担金算出
経産省から事業の認定を受ける
関係法令手続き、土地の名義変更等
接続契約等締結
工事費負担金支払
事前協議を行った内容に変更があった際には【太陽光発電設備変更届出書】提出
太陽光発電設備の設置に着手する30日前までに【太陽光発電設備着手届出書】提出
着　工
完　成
運転開始後30日以内に【太陽光発電設備運転開始等届出書】提出
電　力　供　給　開　始
市長より発電設備の管理等の報告を求められた場合は【太陽光発電設備管理等届出書】を提出
運転中に設備機器の異常や自然災害等が発生した場合は【太陽光発電設備運用管理報告書】を提出
運転終了の90日前までに【太陽光発電設備撤去等届出書】提出
廃　止・撤　去
撤去後30日以内に【太陽光発電設備撤去等完了届出書】提出